

《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部拠点整備課

1 工 事 名 R 2 警 営 徳島中央警察署佐那河内村駐在所 佐・下
リフォーム工事

2 監 督 員 現場監督員 井上就斗

3 別途発注工事 無し

4 設計事務所の工事監理 (有 ・ 無)

設計変更については、県監督員の指示がない状況で施工してはならない。

5 設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書、設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県 P P I）に添付している。

設計図書に質疑がある場合は、入札公告に記載の「設計図書等に関する質問書の提出期間」に質問書を提出すること。

なお、設計書（金抜き）に記載してある内容は入札額算定のための参考資料であり、契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

6 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、建物所有者との協議が必要となることから警察本部拠点整備課営繕担当に必ず事前連絡し、了解を得た上で調査を行うこと。

7 注意事項

契約の相手方が課税事業者の場合においては、工事請負契約書に、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項についてただちに届け出ること。

(1) 単体の場合

課税事業者であるか又は免税事業者である旨

(2) 共同企業体の場合

各構成員については課税事業者であるか又は免税事業者である旨及び各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）

8 工事の着手

受注者は、設計書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以

降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

9 工程表の提出

請負契約締結後、工程表を契約日を除く土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に提出すること。

10 内訳書の提出

電子入札時に添付する内訳書については、徳島県入札情報サービス（PPI）に添付の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名は会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）とすること。

11 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスターの掲示

受注者は、監督員から渡される技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況について工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- （2）当初請負金額が200万円未満の工事

12 工事カルテの作成、登録

- （1）受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、請負金額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工・訂正時ごとに登録用の「工事实績データ」を作成し、登録機関（（財）日本建設情報総合センター）の発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- （a）受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- （b）登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- （c）竣工時は、工事竣工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- （d）訂正時は、適宜とする。

なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

- （2）実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し、登録内容の確認を受けなければならない。

13 低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施

本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であり、調査基準価格を下回って落札した場合で、施工体制台帳の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められ

たときには、落札業者の代表者、支店長、営業所長等（以下「受注者」という。）は応じなければならない。

また、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められたときには、受注者は応じなければならない。

1 4 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

- （１）受注者は、工事の施工に関し、暴力団等から不当介入を受けた場合（（２）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出ること。
- （２）受注者は、本工事の一部を下請負させた場合、下請負工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けること。
- （３）受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- （４）受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第 2 1 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
- （５）受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- （６）受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は約款第 2 1 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

1 5 契約の保証

本工事の契約と同時に、次のいずれかの保証を付してください。

（１）契約保証の種類

- ①契約保証金の納付
 - ②有価証券等の提供
 - ③銀行等の金融機関保証
 - ④前払保証事業会社の保証
 - ⑤公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
 - ⑥履行保証保険（定額てん補方式）契約の締結
- 上記 6 種類のうち、1 つを選択すること。

2 種類以上の組み合わせはできない。

（２）保証の額

- ①予定価格（消費税込み）が 10 億円以上の工事の場合又は低入札調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は請負代金額（消費税込み）の 1 0 分の 3 以上。

- ②①以外の工事の場合は請負代金額（消費税込み）の 1 0 分の 1 以上

（３）契約締結日

落札決定後、落札決定を受けた日から起算して、7日以内に契約が締結ができれば、原則的に落札は無効となる。ただし、特別な理由によりやむを得ないと認める場合に限り7日を14日に延伸することができる。

なお、金融機関等の保証契約を締結するためには、数日間の事前調査期間が必要であり、場合によっては、7日以内に保証契約ができない場合があるので、入札前の早い時期に審査申し込みをすること。

1.6 公共事業労務費調査に対する協力

本工事が、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

1.7 指名停止期間中の有資格業者との下請契約の禁止

受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

1.8 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」という。）を、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。

また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

1.9 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、前規定のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

2 0 施工体制台帳の提出等

（１）施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の（３）及び（４）の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

（２）施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の（３）及び（４）の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（３）警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（４）運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（５）施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

（６）再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

2 1 過積載による違法通行防止

元請け業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請け業者を指導すること。

- ・積載重量制限を越えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

2.2 請負代金の中間支払い

請負代金の中間支払いについては、営繕課作成の工程段階支払率による。

2.3 不正軽油の使用禁止

- (1) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
- (2) 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

2.4 アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用する工事を施工する場合、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づく認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

2.5 VE 提案について

(1) 定義

「VE 提案」とは、徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

(2) VE 提案の範囲

- ① 受注者が VE 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- ② 以下の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - i 施工方法等を除く工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
 - ii 契約約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
 - iii 入札時に入札に参加するものに必要な資格として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
 - iv 関連工事に大きく影響を与えると予想される提案
 - v ライフサイクルコストが増大すると予想される提案

(3) VE 提案の提出

- ① 受注者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書（様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - i 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ii VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - iii VE 提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
 - iv 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - v 工業所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する

事項

vi その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

- ② 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ③ 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- ④ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の審査

V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

(5) V E 提案の採否等

- ① 発注者は、V E 提案の採否について、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（様式－5）により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- ② また、提出された V E 提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- ③ 発注者は、V E 提案による設計図書の変更を行う場合は、契約約款第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。
- ④ 発注者は、V E 提案による設計図書の変更を行う場合は、契約約款 24 条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- ⑤ 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- ⑥ V E 提案が適正と認められた後、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ⑦ 発注者は、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合には、契約約款第 24 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合の前記(5)の V E 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(6) V E 提案の保護

V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(7) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認めることにより，設計図書の変更を行った場合においても，V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

2 6 特定元方事業者の指名

・本工事の受注者は，労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定に基づき，本工事における同条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として指名します。